

書 評

吉川真司著『律令体制史研究』

—時代区分論を中心に—

仁 藤 敦 史

(国立歴史民俗博物館)

一、内容の紹介

本書は、著者による『律令官僚制の研究』（塙書房、一九九八年、以下前著と略称）に続く第二論文集である。本書評では『文明動態学』という掲載誌の目的に沿って、細かい論点ではなく「律令体制」という意味を文明史的に評価することを試みたい。

まず、本書の構成を示すならば以下の通りである。

序

第Ⅰ部 律令体制の諸段階

第一章 律令体制の形成

第二章 律令体制の展開と列島社会

補論 1 馬からみた長岡京時代

補論 2 仁明朝という時代

補論 3 摂関政治と国風文化

第Ⅱ部 古代宮都と王権・官僚制

第一章 王宮と官人社会

第二章 律令官司制論

第三章 難波長柄豊碕宮の歴史的位置

第四章 七世紀宮都史研究の課題—林部均『古代宮都形成過程の研究』をめぐって

第五章 長岡宮時代の朝廷儀礼—宝幢遺構からの考察

第六章 大極殿儀式と時期区分論

第七章 後佐保山陵

第Ⅲ部 生産・流通・租税と古代社会

第一章 税の貢進

第二章 常布と調庸制

第三章 古代但馬の繊維生産と流通

第四章 国際交易と古代日本

第五章 院宮王臣家

第六章 九世紀の調庸制—課丁数の変化と偏差

第七章 九世紀の国郡支配と但馬国木簡

跋

「初出一覧」によれば、一九八四年以降、二〇一一年ま

でに発表された既発表論文を基礎にして論考一九篇を、三部一六章と補論三本に再構成している。修士論文を活字化した第Ⅲ部第二章「常布と調庸制」を除けば、おおむね前著以降に発表された論考が主となっている。冒頭の「序」には本書の意図が述べられ、各章には初出以後の研究について「補注」が付されている。

本書の中心は「跋」で述べられているように、五編の講座論文である（第Ⅰ部の第一章と第二章、第二部の第一章、第三部の第一章および第五章）。とりわけ時代区分論としては第Ⅰ部の二論考が重要と考えられ、これら論考を中心に紹介したい。

まず「序」によれば、前近代日本の国家体制は「古代前期の前方後円墳体制」「古代後期の律令体制」「中世の権門体制」「近世の幕藩体制」という推移を示したという。このうち律令体制の時代は、大化改新から村上朝まで（六四五～九六七年）と位置づける。七世紀中葉から十世紀中葉までの約三百年間を律令体制の時代と定義し、後期摂関政治以降を権門体制とする。「古代前期の前方後円墳体制」については詳論されていないが、「律令体制を列島最初の国家体制とは考えていない。それまでも倭国は国家として存在しており、その統治体制を解体・再構築したものが律令体制だと認識している」（二九頁）とあるによれば、「前方後円墳体制」も国家段階と理解していることは明らかとなる。すでに前著において、石母田正の国家論を批判した部分で、部民制も機構的な支配として位置づけられている（前著五一頁）。「前方後円墳体制」を国家段階と認定するため、その時代の部民制も当然ながら機構的な支配として評価されている。一方で著者は、部民制が統治システムとしての「合理性・徹底制」という点では律令制官僚制とは「大きな段階差」が見出されることは認めている（一三頁）。

本書第一部は律令体制の三百年を、成立期・全盛期・解体期の三時期に区分して論じる通史的部分である。前著『律令官僚制の研究』では政務・文書による「政治の形式」を論じたので、第二部は政治空間としての宮都を中心に論じている。第三部では租税制度を中心に都鄙間の政治編成に及ぶ。

まず第Ⅰ部第一章「律令体制の形成」では、律令体制の形成史を制度史的側面から跡付け、創出された時期と要因を考察する。ここでは青木和夫・原秀三郎による天武朝説を批判し、七世紀中葉の孝徳期を画期として評価する。部民の廃止による公民制の創出、「天下立評」に表象される「国一評一五十戸」の地方行政機構の編成、白雉三年の造籍、「男

身の調」「田の調」「戸の調」の総称)などを根拠とする。ただし、「部民」や「私的所有民」、「国造」残存の可能性や、ミヤケの動向については判然としないとも評価している。

その後の展開は、六七〇年の庚午年籍を公民制の確立において重視し、六六四年の「甲子の宣」の民部は「氏上食封」で公民そのものとする。天武朝の部曲廃止詔では、造籍がないことから大変動はなく、「氏上食封」が一般公民に戻されただけと評価する。

一方で官僚制の形成については、七世紀に国際情勢の変化により権力集中をめざし官人制と官司制を整備する。六四七年の十三階冠位は、六〇三年の冠位十二階の限界を解消すべく、臣下のほぼ全階層に拡大し、評官人などの有力地方豪族に与えられたとする。六六四年の二十六階冠位制では甲子の宣と一体的に施行され、天武朝まで使用され続けたことを評価する。浄御原令・大宝令に直接つながる制度的整備は、毎年の勤務評定が位階昇進に結びつく四十八階冠位制を含め天武十年代に始まった。禄制では季禄が孝徳朝にさかのぼる可能性が指摘される。

官司制については、まず通説では否定的な近江令の存在を強調し、「八省百官」と「天下立評」を評価して、その出発点を孝徳朝に置く。「八省百官」が以後、天智朝までどのように受け継がれたかは判然としないが、近江令により太政官―大弁官―六官からなる中央官制が成立したとする。公民制と官司制は密接不可分のものとして形成されていった。小墾田宮から前期難波宮をへて飛鳥宮(伝承板蓋宮)への発展は、曹司域に注目すれば官僚制の発展と対応すると述べる。

律令体制は新しい国際状況に対応して体制変革がなされた。時期区分としては、①大国維新(～六四一)、②体制変革(六四二～六四三)、③臨戦体制(六六四～六八〇)、④平時体制(六八一～)の四期に区分する。

①七世紀前葉の倭では仏教と礼制を軸とする文明化が進んだが、ウヂと部民制を基盤とする国家体制に変化はなかった。舒明朝における留学生・留学僧たちの帰国は、その後の体制変革に大きな意味を持った。

②倭の支配階級は半島情勢に機敏に対応し、二度にわたる政変が発生し、上宮王家と蘇我本宗家が滅亡し、非蘇我系王族に権力が集中した。これにより、大化の政権首脳部は専制権力を握り、緊迫する国際関係に対処しうる国家体制を築いた。具体的には全国の土地・人民の調査、部民制の廃止と公民制・官僚制の創出、十九階冠位制、「八省百官」設置、「天下立評」、難波長柄豊碕宮造営などがなされ

た。斉明朝には新体制が軌道にほぼ乗ったが、白村江の戦いで唐・新羅に壊滅的敗北を喫する。

③白村江の敗戦後、天智朝では強い切迫感をもって国家防衛に当たるとともに、この対外的緊張による「臨戦体制」を背景に国家体制が強化された。具体的には甲子の宣、近江令の編纂、庚午年籍による全国的な公民制支配である。天武朝も臨戦体制の時代であり、天智朝からの連続面により評価すべきで過大には評価できない。

④唐と吐蕃関係の悪化により、朝鮮半島の緊張緩和がもたらされた。天武十年代のさまざまな改革は、「法と礼と史の時代」ともいえる平時体制の構築で持統朝に連続する。律令体制は国際情勢に対応すべく孝徳朝に起点を持ち、天智朝に「臨戦体制」として成立し、天武十年以降に最終的な整備がおこなわれたと評価する。

つぎに第二章「律令体制の展開と列島社会」では、まず律令体制はアジアの動乱に対処するため七世紀後半に形作られ、十世紀中葉にその基幹部分が解体するまで、三〇〇年余りの命脈を保った中央集権的な国家体制と定義する。その基軸をなしたのは、官僚制と公民制で、支配階級はみずからを官僚(官人)として組織し、国家機構を独占的に運営し、被支配階級を公民として位置づけ個别人身支配により、班田制・調庸制・軍団制などにより支配した。吉田孝は、中国律令にすでに存在した理念と現実のギャップについて、「狭義の律令制」は解体しても、「広義の律令制」は近世まで維持されたとする。これに対して、本書は、律令体制の三百年を、Ⅰ成立期(六四五～七三八)・Ⅱ全盛期(七三八～八四二)・Ⅲ解体期(八四二～九六七)の三時期に区分する。七三八年は疫病が終息し、阿倍内親王が即位した年で、八四二年は嵯峨天皇の死去による承和の変の年をそれぞれ画期としている。

まず第一期の成立期については、孝徳期の改新を起点に、天武十年代を境界にして東アジアの動乱に対応した臨戦体制とその後の平時体制に二区分する。大宝令には浄御原令を継承する部分が多かったが、養老令の編纂は現実的效果を持たなかったとする。平時体制を維持するため天武と持統の嫡系継承を構想し、それを実現するために中継ぎの女性天皇が即位し、太上天皇として後見した。藤原氏はこの皇統に密着し勢力を得た。渤海の存在が東アジア諸国および日本の政策を規定した。この時期は条里制施行に象徴されるように国家の主導により列島社会が改造・文明化し、かつ拡大され、一体性を作り出したとする。

第二期の最盛期については、四百年号時代から嵯峨太

天皇の死去までの時期とする。疫病と産金のインパクトがこの時代を規定した。交通・流通の活発化により疫病の被害が拡大した。阿倍内親王の立太子により、男性の太上天皇と中継ぎでない女性天皇が出現した。これは嫡系男子による皇位継承システムからの逸脱であり破綻である。称徳は、天皇として専制権力を掌握し、空前の専制君主となった。四字年号の時代に疫病からおおむね復興した。光仁即位により男性天皇の嫡系継承は断念されたが、井上内親王を介して天武一持統系皇統の継承が図られた。しかし、天智系の山部親王の立太子により、この継承構想は破綻する。血統の劣悪さとコンプレックスを克服するため、天智系直系皇統を重視し、父光仁を「新王朝」の始祖に擬した。「新王朝」の事業として長岡・平安遷都が位置づけられる。桓武の死去とともに「新王朝」のフィクションは後退した。嵯峨天皇の譲位時から太上天皇は、権威と社会的権力は持つが、国制的権限を持たない他律的身分になった。嫡系継承は崩壊し、兄弟継承による両統迭立が構想された。平城の失権から嵯峨の死去に至る約三十年間が「古代日本国の最盛期」であったとする。

墾田永年私財法は律令制の原則を修正し、国家支配を深化もしくは解体させる双方向作用があった。政府は、条里呼称法や班田図などにより墾田を含む全耕地の国家管理システムを練り上げた。国家的土地支配が深化し「古代日本国の最盛期」を現出させた。

律令官僚制は官司制と官人制の要素があり、前者は第二期に王権の伸張による令外官の設置と改廃、官司の統廃合により重点化・スリム化がなされ、前近代の基本形が形成された。後者の官人制は、五位以上集団の増加により、次侍従さらには殿上人・蔵人という側近官制度が創始された。政務方式は文字文化の浸透により「読申公文から申文刺文へ」、すなわち口頭伝達から文書読解による決裁へと変化する。

アジア東方は、新羅侵攻計画とその中止の経緯のように唐－ウイグル－吐蕃の三者関係に規定された。日本では王権が専制化し、版図拡大と唐風文化全盛がもたらされた。律令国家は、第二期にその基本原則さえ修正しつつ高度にバージョンアップされた。

第三期の解体期には、日本の律令体制は九世紀中葉から衰退過程に入り、十世紀中葉までに基幹部分が解体した。この時期、唐－ウイグル－吐蕃の三極構造が解体して、アジア東方は分裂状態となった。唐王朝の混乱により、遣唐使は承和期が最後となった。やがて十世紀中葉には契丹と

宋による新秩序が形成され、朝鮮半島では高麗が成立した。倭国は政治的孤立を選択し、正式な国交は他国と結ばず、商人と僧侶のみが交渉した。

律令体制は七世紀の厳しい国際情勢に対応すべく臨戦体制として成立したので、分裂の時代には、権力集中の必要性が低下する。

第三期は、政治秩序の分権化と律令体制の解体によって特色づけられる。その時期は、嵯峨太上天皇の死去（八四二年）から村上天皇の死去（九六七年）までが相当する。嵯峨朝から仁明朝に至る三十年間の安定は、嵯峨天皇（太上天皇）の家父長的権威を拠り所とした。嵯峨太上天皇の死去（八四二年）により承和の変が発生した。これにより、嵯峨嫡系の皇位継承に固定し、藤原氏はこの系統に密着して「前期摂関政治」への道につなげた。承和年間の転換としては、富豪層と国司と結びついた院宮王臣家の活性化、特定貴族による重要官職の独占化、律令官人制の再編が指摘される。文化面でも大きな転換が発生した。

藤原良房・基経による「前期摂関政治」は、天皇の後見と太政官政務の主宰を、摂政・関白として定着させた。これは、天皇の国政決裁と人事決定の権限を代行した太政大臣の職能に依拠している。第三期には前期摂関政治と天皇親政が交互に現れたが、天皇大権を行使する主体として母后と摂関が強大化し、有力な院宮王臣家として社会権力を保持するようになった。これは政治権力の分権化のあらわれと評価される。分権化は地方でも進行し、東北の元慶の乱、平将門・藤原純友による天慶の乱などが発生し、日本国分裂の可能性があった。

官僚制・公民制を基軸とする律令体制は、この時期にシステムの機能不全をおこす。租税制・班田制の崩壊により公民制が解体し、中央・地方の財政に破綻をもたらした。その結果、少額の調庸物と年中行事費の負担および造営などの臨時課税に移行した。地方財政も受領の私富と区別がなくなり、それに依存した運用となっていく。中国とは異なり抜本的な財政再建策は取られなかった。院宮王臣家は、公私両面で収入を確保できたが、下級官人層は、生活のすべてを失い諸司・諸家に分属した。この時期、律令国家は解体・終焉の段階にあった。

地域社会では受領が権限を集中し、富豪層を任国支配に編成し、「里倉負名」により税負担の基盤にも位置づけた。受領および院宮王臣家－富豪層による新たな秩序の編成は、社会変容を背景にしていた可能性が高い。十世紀以降、受領の任国支配はさらに強化され、税は土地への課税に移

行し負田・負名が基礎となり、郡は分割解体される。

律令体制は、ほぼ村上朝（九四六～九六七）頃を最後に解体した。律令制の形式だけを残し、新たな全く異なる国家体制を「初期権門体制」の時代と定義する。これは黒田俊雄が提唱した「権門体制論」を継承する議論である。荘園制を経済的基盤とする公家・武家・寺家の諸権門から構成され、国政は相互補完的・公私混交的に運用されることを特徴とする。荘園制も権門体制も院政期に確立したとされるが、すでに律令体制は機能を停止しており、後期摂関政治は「律令制の枠内での最大限の権門政治の展開」と位置づける。

全国支配は受領が担い、国政は天皇家・藤原氏などの権門が握っていた。武家も寺家も権門として自立しておらず、荘園制も未成立であるが、その初期的形態であった。

後期摂関政治では、摂政・関白は太政大臣や太政官との関係はなくなり、天皇と結びついた日常的な「後身」となった。太政官政務も権門・諸司の利害調整が基本となり、衰退・形骸化した。権門の家政も、律令的俸禄たる封戸が主要財源であったが、内実は権門―受領の私的関係による収益と化していた。律令俸禄から阻害された受領は、権門との相互依存関係にあり、任国での収奪と致富、朝廷・権門への奉仕をこととした。律令制の解体により、権門を頂点とする分権化を前提とした構造化が進み、ひとまず安定した国家体制となった。律令体制の第二期全盛期から第三期解体期への転換は急速かつ劇的であった。

三百年以上の律令体制の歴史は、各世紀の中葉に時代相の転換が見出せ、アジア東方の国際情勢とおおむね一致することを指摘する。吉田孝の「律令制」論は、国制史もしくは比較法制史という部門史の認識であり、日本の国政が中国的なものにどれほど接近したかを論じ、それが「律令制の初段階」であったとする。それはモメントにすぎず、「律令制」論と「律令体制」時代論の違いを強調する。

第Ⅱ部第一章「王宮と官人社会」では、内裏・朝堂・曹司の変化を述べる。大王宮と豪族邸宅には常居と家政の部分から構成され、王宮の常居部分が内裏の起源で、中央豪族の侍候空間が朝堂・朝堂院の起源となった。大化改新以降には、諸豪族が分有した国政機能は王宮の家政機能とともに王宮に集約された。これが曹司の起源となる。朝堂は難波長柄豊崎宮以降に巨大化した。浄御原宮で大極殿が成立し、内裏・朝堂・曹司の定式化は藤原宮で果たされた。その後、内裏の求心力が強化され、朝堂の侍候機能を吸収し「開かれた内裏」となり、平安宮廷社会の基礎が築かれ

た。朝堂が空洞化し、曹司も特定官司のみが内裏およびその周辺に吸引されたとする。

第Ⅲ部第一章「税の貢進」では、七世紀の荷札木簡について、時代が降るにしたがって、五十戸から評五十戸など記載が詳しくなっていくことが指摘されているが、三野国米荷札は「甲午年籍以前に部民でない五十戸」が存在し、国一評に管理されていたことが示されたとする。そして、著者は正月儀礼用の春米貢進に伴う荷札と解釈する。そこから「国一評―五十戸」の公民支配システムが天智期には全国に機能していたとする。

第Ⅲ部第五章「院宮王臣家」では、①延喜二年新制を始めとする院宮王臣家禁圧令からは院宮王臣家と富豪層・国司、天皇と富豪層・諸司と国司といった政治的関係が読み取れる。②天皇の家産機構も院宮王臣家と同質で、十世紀には熟田型の天皇勅旨田が大量設定された。③院宮王臣家の活動により、奈良時代以来の寺領荘園は退転したが、新たな御願寺領は寄進により発展した。④十世紀に「王朝国家」が成立したとする戸田学説は承認されない。時代の転換点としては九世紀中葉の承和年間を重視し、天皇私経済の充実、律令官人制の変質と下級官人の諸司・諸家への分属、院宮王臣家の変貌・活性化、東大寺寺領回復運動の発生、賜田や奉獻の激減、などを指摘する。院宮王臣家の活発な運動は、後期摂関政治＝初期権門体制の成立をもたらしたとする。

二、本書の成果と課題

本書の成果をまず述べるならば、第一に七世紀から十世紀までの長期間を分析の対象としていること、第二に使用する史料が記紀・万葉から古記録・儀式書まで幅広く、出土文字史料や宮都の発掘成果まで、多様な資料群を駆使していることが指摘できる。第三には、公文書制度の変遷、政務手続きや儀式の空間的再現、資料の遡源的利用など、多様な分析方法論を駆使した点が指摘できる。第四に、各時代の基礎的な研究の充実や基本資料の公開が背景にあることは事実であるが、筆者の太政官政務システムを中心とした官僚制研究を基礎に「独力」で各分野、各時代の議論を展開していることが特筆される。第四に、時代区分論という歴史学において最も抽象度が高いジャンルに創見を多く加え、挑戦していることが指摘できる。

時代区分論の特徴として指摘できるのは、第一に従来説の画期設定が大宝律令、平安遷都、延喜・天暦の治など、

ほぼ世紀の変わり目に位置づけることが多かったのに対して、大化改新、四字年号の時代、嵯峨太上天皇の死去、村上天皇の死去など、各世紀の中葉に変化の画期を置いたことである。そのため、七世紀史理解は天武朝画期説を否定し、近江令を肯定的に捉えている点が指摘できる。第二には時代の変化を、国内的矛盾よりも国際的契機を重視し、対外的緊張による臨戦体制の構築とその弛緩、および唐帝国の国際的影響力の盛衰に、律令体制の盛衰を連動させている点である。第三には、吉田孝による中国律令を基準にした日本国制の達成度を考える、国制史的あるいは比較法制史的な「律令制」論は部門史にすぎないとして批判し、総体としての「律令体制」時代論を追求する。第四には時代の変化を通説よりも早くに置き、院宮王臣家の活動など萌芽的な要素を強調する点が指摘できる。

本書の検討に入る前に、まず前著との関係を述べておきたい。前著『律令官僚制の研究』では、書名に表現されているように古代官僚制の視角から七～一〇世紀の歴史を手続・空間・表象などを対象とした「政治の形式」により分析を試みている。そこでは、平安時代政務研究、貴族共和制論、宮都研究、古代文書研究の観点から研究史を総括し、問題点を指摘している。時代と分野を超えて「政治の形式」という観点により全体を総括している。

すでに、前著では後期摂関政治を「初期権門政治」と規定するなど（第三部第二章）、本書に連続する基本的枠組みが提起されている。「社会の変化」という論点を重視して律令政治からの連続性を否定している。ただし、「社会の変化」については自明の前提となり、具体的な言及はなされていない。

著者は「前方後円墳体制」も国家段階と理解している。しかしながら、評者は、この時代のシステムが、権力分散的で世襲的であり、「職位の確認」など王の人格の喪失を示す「代替わり」を超越したものになっていない点で、官僚「機構」ではないと評価する。部民制の基本的構造は古くは弥生時代にまでさかのぼるもので、個別の大王「人格」に依拠したシステムであったことからすれば、近代官僚制とは異なる家産官僚制と評価しても国家段階とは評価しにくい。部民制のように王の人格やその生死に左右されるシステムは、「人格」の対概念としての官僚「機構」として位置づけるべきものではない。やはり「大きな段階差」がそこには存在し、その質的な差異は曖昧にすべきではないと考える。

また「前方後円墳体制」と「律令体制」の時代の間には、

六世紀の継体・欽明期から七世紀前半の推古期までの間には、国造制・部民制・ミヤケ制・群臣会議などの氏族制の枠内で支配制度の整備がなされた時期が存在する。この中間期は、前後の時代とは異なる様相を示しており、どのように位置づけるか説明が必要である。著者は、部民制から公民制への転換を強調されるが、ミヤケの民がすでに帳簿的支配を受けていたという議論には言及されていない。筆者のように時代区分論に萌芽的要素を強調し、部民制も機制的支配とするならば、律令体制の萌芽期とする余地もあるのではないか。

筆者の理解では当然ながら、孝徳期から天智期かけての評価が高いが、この間には白村江の敗戦があり、戦時体制の構築が律令体制をもたらしたとすれば、それ以前の孝徳期とは質的断絶を想定する必要があると評者は考える。臨戦体制としての天智期の評価が高いのは首肯されるが、だからといって同じく対外的緊張関係が高まった孝徳期も同質の改革があったとすることはできない。国家滅亡が差し迫っているという危機意識とその対応の違いを検証する必要がある。「ルーズな面のあった孝徳朝以来の制度・組織」（二六頁）という評価は、氏族制的要素が強かったことを物語るもので、「八省百官」「白雉三年の造籍」など孝徳期の国家段階の認定は明確な証明がなされおらず、「いささか武断的に処理した部分」（八九頁）と思われる。

一方、後期摂関政治を評価する場合、「受領功過定」が国政の見地から行われたかどうかという点が問題となる。受領による諸国統治への関与は、権門の個別利害なのか、支配層の共通利害なのかが問われる。後期摂関政治は、律令政治の最終段階で、律令体制の枠内と捉えるか、過渡期ではなく「初期権門政治」と規定するかは「律令体制」を論じる場合に重要な論点となる。著者は摂関期の陣定の評価を「年に何度か行なわれたが」（八七頁）「不活発性、非定例性、形式性」（前著四二一頁）において、とるにたらない位置しか占めず、「国家政策ではなく、みずからの権益・体面維持と関係者の優遇」（八七頁）に置かれていたと極めて低い評価しか与えていない。著者の主張されるように家政・司政を視野に入れるならば当該期の国政の重要度は前代に比して低下していたことも事実である。

しかしながら、美川圭氏による批判もあるように、陣定は「年に何度」という頻度ではなく、頻繁に開催され、縮小しつつも国家財政を支える重要な柱となっていたことは否定できない（「摂関政治と陣定」『立命館文学』六六〇、二〇一九年）。家政の利害を踏まえて議論することは「個

別利害の集約の場」(前著四〇七頁)であり、否定的ではなくむしろ積極的に当時の国家のあり方を示していると解釈すべきではないか(権門体制論では諸権門の調整役として天皇が位置づけられている)。分権的であるからこそ、七世紀の群臣会議のように、家政(氏族・ツカサ)の利害を踏まえて国政の重大事を議論する数少ない場として評価すべきである。家政の利害が相互補完的に含まれている点では「後期律令国家」とはいえない。一方、武家や寺家が確立せず、荘園制も未成立で、縮小しつつも「国政」の優位によりかろうじて「家政」の利害集約がなされている点では「権門体制」に転換したしたとも言いにくい。律令制と異なる萌芽的部分を強調するだけでは見えなくなる部分があり、律令体制の創始と解体は表裏の問題として議論する余地がある。

平安京を中心とする都市王権において、都鄙間交通の管理や受領を介した貢納物の維持は、国家体制を維持する重要な枠組みであり、権門の私的な利害だけでは維持できない支配層全体の共同利害として評価される。寛平期の官符類には、こうした都市王権を前提とした政策が多く見られるのは偶然ではないと考える。

国風文化の画期についても著者は、萌芽的に承和期を強調するが、文学・美術史を含めもう少し遅らせる議論が主流である(吉村武彦他編『国風文化』岩波書店、二〇二一年、三二一～三二四頁)。

なお、女帝の本質を譲位に置き、嫡系男性を男性天皇による皇位継承を維持する存在として位置づけるが(持統・元明・元正)、孝謙は中継ぎでなく嫡系継承は断念されたともされる。安積親王の誕生に「危機感」を強めた藤原氏が「強引」に光明立后を進めたという構図も含めて、政治史的には岸俊男以来の古い通説に依拠しており、近年の王権論的議論が無視されており残念である。制度史的理解における斬新な解釈に比して、政治史解釈は旧説通りの部分が多いとの印象が強い。

以上、雑駁な要約と限られた論点について批評してきたが、近年下火になった古代史全体の区分という大きな枠組みの議論を提起された点は大きく評価されるもので、必読の文献として評価したい。

(岩波書店、2022年1月刊、A5版・530頁・定価12100円)